

車椅子の貸出しについて



武豊町社会福祉協議会では、町民の皆様方から頂いた社会福祉協議会の会費やその他の寄付をもとに、車椅子の貸出を行っています。

対 象	町内にお住まいで、社会参加や通院等で車いすを必要とする方 (ただし、病院入院中・施設入所中の利用貸与はできません。)
貸出窓口	武豊町社会福祉協議会
貸出時間	8:30から17:00 ただし、土・日曜日、祝日 年末年始(12月29日から1月3日)は除きます
貸出期間	貸出日を含め15日以内
利用料金	無 料 (15日以内) ただし、保証金として1,000円お預かりします ※保証金は車椅子返却時にお返しします

利用延長について

16日以上利用を希望される方は、他に車椅子の予約がない場合に限り、以下の条件で、貸出日から起算して最大2か月まで貸出します。

※ただし、更新手続きが必要です。(電話でも可能)

◎社会福祉協議会の会員の方

貸出延長の場合でも、利用料は無料です。

◎社会福祉協議会の非会員の方

16日目以降は、利用料を負担していただきます。利用日数に関わらず、一律1,000円いただきます。なお、この際の利用料は、保証金を充当させていただきます。

	15日以内	16日目～
会 員	無 料	無 料
非会員	無 料	利用料 一律 1,000 円

◎お問い合わせ

470-2392 知多郡武豊町字長尾山 2 番地

TEL(0569)73-3104 FAX(0569)73-8377

社会福祉法人 武豊町社会福祉協議会

